

四、北海道に對しその特殊事情に鑑み、必要に應じ實施せらるゝ内地農學校などの長期滞在の學校報國隊の派遣に關しては特にこれが指導の適正を期すること

五、各學校をしてその既設の農場および活用可能なる校庭等を利用せしめ、食糧増産を行はしむるはもちるん、つとめて附近の伐木跡地、河川敷、荒地工場建築豫定地等各種休閑地不耕作地等を活用し、報國農場で設置せしめ、學生生徒または兒童を交替勤員して麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀、甘藷、馬鈴薯または南瓜等各地方に適したる食糧農產物の作付を行はしむること

六、各學校は農繁期における勤員の外休業日等を利用し、食糧農產物の作付等に對しては勿論準肥及び飼料用の草刈、木炭の蒐集、土地改良工事等に對しても可及的動員を實施すること

七、本勤勞動員に要する宿舎、寢具、農具、種子等については行政官廳および關係團體協力して斡旋すること

八、本勤勞動員に要する経費その他に付相當額の助成を行ふ見込なること

學徒戰時勤員體制確立要綱の決定

戰時下に於ける學生生徒の勤員體制を確立する趣旨を以て文部省に於いて立案中であつた學徒戰時勤員體制確立要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見、同日左の如く發表せられた。

學徒戰時勤員體制確立要綱

第一 方針

大東亜戰爭の現段階に對處し、教育練成内容の一環として學徒の戰時勤員體制を確立し學徒をして有事即應の態勢たらしむると共に、これが勤労動員を強化して學徒盡忠の至誠を傾け、その總力を戰力増強に結集せしめんとす

第二 要領

(一) 有事即應態勢の確立

學徒をして將來の軍務に備へ、國防能力の增强を圖らしむるとともに、必要に當りては直接國土防衛に全面的に協力せしむるものとしがため概ね左記各項の方途を講ずること

一、學校報國隊組織を、直に國土防衛に有效に動員し得ることと強化すること

二、「戰時學徒體育訓練實施要綱」に基く體育訓練を強化し、特に大學、高等専門學校、中等學校第三學年程度以上の男子學徒につき體操訓練を徹底すること

三、前項の學徒につき航空、海洋、機甲、馬事、通信等の特技訓練の強化を圖るため、學徒の適性登録制度を確立し、本人の適性に從ひ、特技訓練を實施すること

四、基本訓練種目、戰技訓練種目および特技訓練種目につき中等學校より大學に至る訓練教科を、総合的かつ各學校の段階に適應することと制定し、もつて訓練の適正と徹底を圖ること

五、學徒全員に對する防空訓練を徹底するとともに、防空勤務補助員としての訓練を強化するものとし、特に特技隊および特別警備隊としての訓練

を強化すること

六、中等學校以上の女子學徒に對し看護その他保健衛生に關する訓練を強化し、必要に際し戰時救護に從事せしむるものとし、これがため必要な施設を整備すること

(二) 勤労動員の強化

學徒をして挺身國家緊要の業務に從事せしめ、その心身の鍛成を全からしむるものとし、左記各項により食糧增産、國防施設建設、緊要物資生產、輸送力増強等にその重點を指向しこれが積極強力なる動員を圖ること

一、勤労動員は國民動員の要請に即應し、學校の種類程度に應する作業種目の適正なる選擇により、作業效率の向上、作業量の増嵩を圖ること

二、勤労動員の期間は、學校の種類程度と作業種目を勘案の上、國家の要請に即應せしむること

三、作業と學校との臨時かつ分散的なる關係を、可能な限り改め、力めてこれを當時かつ集注的ならしむること

四、勤労作業の對象たる事業の管理者に對し、學徒勤労作業の意義を徹底せしむるとともに、學徒に對し事業の性質を十分理解せしめ、なほ學校當事者と事業管理者との緊密なる連繫により、作業場における學徒の取扱を一層適正ならしむること

五、員數および期間が相當多數かつ長期にわたる學徒の勤員については、學校移駐の考へ方等によりこれを實施せしむること

六、學徒の養護に一層周到なる注意を拂ひ、作業の種類性質に即應する學徒の配置を行ひ、作業によ

る傷痍その他の事故の豫防救護に遺憾ながらしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急對策(閣議決定)に即應し、從來實施し來れる農耕應接作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

と

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむこと

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 収穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等

については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤労動員について

は、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること

(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案すること

し、適當なる計畫を得たる場合は、通常常時循環して計畫的に一定要員を出動せしむること。

(ロ) 學徒の専門技能は努めこれを活用すること

(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繋を密にし、その委託作業に從事せしむること

九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に從事せしむること

統制會に對する勤労行政部面の一部 委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點產業統制會その他鐵山統制會等に對する勤労行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤労行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

統制會に對する勤労行政職權委讓

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要產業團體令に依る鐵鋼統制會、石炭統制會、鐵山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可

二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定による認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による認可

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

五、貨金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、貨金統制令第卅一條第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

七、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

八、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

九、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十一、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十二、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十三、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十四、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十五、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十六、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十七、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十八、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

十九、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

二十、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

二十一、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)

二十二、貨金統制令第卅一条第一項の規定による報告徵取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要な場合に限る)